

総社市立昭和五つ星学園義務教育学校

いじめ防止基本方針

令和6年4月 改定

いじめに関する現状と課題
・深刻ないじめ問題は起こっていないが、アンケートの結果やASSESSの調査から、学級の中で、人間関係づくりがうまくできない児童生徒が各学年数名見られる。 ・SNSやインターネットに関わるトラブルへの対応等を含む情報モラル教育の充実や友達関係の固定化や変化による、言葉遣いや挨拶などのコミュニケーションにおける人との関わり方が課題である。 ・SELで学んだ気持ちの伝え方や、問題の解決方法などを日常生活に生かせるようにしたい。 ・いじめはどの児童生徒にも起こりうる問題であると考え、教職員間で共通理解を図り、保護者・地域とも連携して子ども達の心に根ざした真摯な対応をする必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方
(1)いじめはどの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な問題である。 (2)「だれもが行きたくなる学校づくり」(ピア・サポートやSEL、PBIS等を柱としたプログラム)の実践により、いじめ問題の解決を図る。 (3)いじめ防止の対策として校内指導体制を確立し、未然防止・早期発見・いじめへの対処・家庭や地域との連携・関係機関との連携を行う。 (4)児童生徒が安心して学習やその他の教育活動に取り組むことができるよう、児童生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができる学校づくりを行う。 【重点となる取り組み】 ・定期的なアンケートの実施　・SEL、品格教育、PBISの実施・児童会や生徒会による児童生徒の自主的な活動の実施 ・学年担任制の導入による、相談体制の充実(6－9フロンティアキャンパス) ・「人権週間」や「いじめについて考える週間」において、人権やいじめについて考える機会とし、主体的に問題解決に向けて行動しようとする意識の高揚を図る。(1－5アクティブキャンパス)

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<連携の内容> ・保護者との信頼関係を密にする方法を工夫する。 ・保護者に責任を押し付けるのではなく、共に悩む姿勢をもつ。 ・心の安らぐ家庭づくりを呼びかける。 ・地域の教育力を学校教育活動へ生かす。 ・地域ぐるみで健やかな生徒を育てる気運を高める。 ・関係機関との連携を図る。 ・朝の交通安全運動などの活動を通して、保護者や地域の方々にも手助けをしていただき、信頼関係を築いていく。 ・学校基本方針や学校のいじめ問題への取組について、学級懇談会で説明して保護者の理解を得るとともに、PTA人権研修会等を活用しいじめ問題についての講演や意見交換の場を設定し、取組の改善に生かす。	いじめ対策委員会 <対策委員会の役割> 情報交換 および、要支援児童生徒や要指導児童生徒への対応に関する現状報告。その後、状況に応じて適切にコーディネートするための具体的な手立てを検討する。 <対策委員会の開催時期> 毎月1度の定例会、必要な時に適宜開催する。 <対策委員会の内容の教職員への伝達> 基本的には終礼や職員会議で生徒情報を共有する。緊急性が高い事案が発生した場合に関しては適宜職員を招集し共有す <構成メンバー> ・校外 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー ・校内 校長・副校長・教頭・教務・生徒指導主事・各学級担任・養護教諭・SCC 全 教 職 員	<連携機関名> 総社市教育委員会 <連携の内容> 保護者および児童生徒支援のための専門スタッフ(SSW等)などの派遣 <学校側の窓口> 生徒指導主事 <連携機関名> 総社警察署生活安全課 <連携の内容> 定期的な情報交換、連絡会議の開催 情報モラル教育の実施 <学校側の窓口> 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組	
① 未然防止	(1)児童生徒同士の人間関係づくり ア 情報モラルの学習を含めたSELの工夫を行う。 イ 楽しい学級づくりを目指す。 (2)児童生徒の自尊感情を育成する取組の工夫 ア 委員会活動・係活動・行事等で、達成感をもたせる工夫を行う。 イ ピア・サポートやボランティア活動の工夫を行う。 ウ 人権週間の取り組みを行う。 (3)情報交換(報告、連絡、相談、確認) ア 相互の連絡を密にし、組織的に取り組む。 イ 小さなことでも早めに情報交換を行う。
② 早期発見	(1)教員と児童生徒のよりよい人間関係づくり(児童生徒理解) ア 心のゆとりと温かいまなざしをもつ。 イ 児童生徒と接する機会を多く設ける。 ウ 声かけ(話しかけ方、指導の仕方に工夫)を行う。 (2)情報交換(報告、連絡、相談、確認) ア 相互の連絡を密にし、組織的に取り組む。 イ 小さなことでも早めに情報交換を行う。 (3)観察活動の充実 ア 授業中・給食・休憩時などに生徒の様子の観察 イ 定期的にアンケートを実施する。 ウ 担任が児童や保護者一人一人と教育相談や懇談できる時間を確保し、児童の様子を把握する。
③ いじめへの対処	(1)情報交換(報告、連絡、相談、確認) ア 相互の連絡を密にし、組織的に取り組む。 イ 小さなことでも早めに情報交換を行う。 ウ いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。 (2)関係機関との連携 ア 学校で適切な指導・対処を行ったうえで協議し、必要がある場合は関係機関と連携し、いじめ根絶に向けてより専門的な観点からアプローチしていく。 (3)被害者児童生徒の保護 ア 被害者児童生徒がその後の学校生活を安心して送れるように、指導が終わった後も継続して見守りを行う。 (4)加害者児童生徒への指導 ア 加害者児童生徒が自分の過ちに気づくことができるよう、教職員全体で多様な観点からアプローチを行う。 イ いじめは絶対に許されることではないということを理解し、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。

総社市立昭和五つ星学園義務教育学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

内容	職員会議, 対策委員会 等	学 校 が 実 施 す る 取 組		
		① 未然防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	○職員会議 ・ 基本方針, 指導計画の確認 ・ 7年次のアセスメントシートの確認(8・9年) ○生徒指導・いじめ防止委員会 ○校内研究推進委員会(SEL) ・アセスメントシートの実施(7年)	○学級づくりの取組 ・だれもが行きたくなる学校づくりプログラムの実施 (ピア・サポート部会, 協同学習部会, SEL部会, 品格教育部会) ○PBISの実践	○いじめの実態把握アンケート (隔週木曜日) ○6・7年生全員懇談、8・9年生希望懇談 (保護者)	○発生事案への対処(随時) ○対応手順の共通理解 ○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
5月	○生徒指導・いじめ防止委員会 ・アセスメントシートの見取り(7年) ○校内研究推進委員会(SEL) ○学校運営協議会(いじめに関する情報交換)	○生徒集会 ○SELの実施 ○メディアコントロール週間の実施 正しいメディアの使い方を考える ○PBISの実施	○いじめの実態把握アンケート (隔週木曜日) ○担任による教育相談	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
6月	○生徒指導・いじめ防止委員会 ○参観日 保護者へSNS使用について ○校内研修(SEL)	○いじめについて考える週間の取組 ○メディアコントロール週間の実施 正しいメディアの使い方を考える ○SELの実施 ○PBISの実施 ○ケータイ・スマホ安全教室	○いじめの実態把握アンケート (隔週木曜日) ○ASSESSの実施 □教育相談期間(6月4日～6月13日)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
7月	○生徒指導・いじめ防止委員会 ○ASSESSの結果検討会	○生徒集会 ○非行防止教室 ○SELの実施 ○PBISの実施	○いじめの実態把握アンケート (隔週木曜日) ○個人懇談(三者) ○保護者面談 ○学校評価アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
8月	○職員研修 ・ ネットいじめ, SNSについて ○ 事例検討会 ○校内研修(SEL) ○校内研究推進委員会(SEL)	○PBISの実施		
9月	○生徒指導・いじめ防止委員会 ○校内研修(SEL)	○SELの実施 ○PBISの実施 ○人権集会	○いじめの実態把握アンケート (隔週木曜日) □教育相談期間(9月26日～10月4日)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
10月	○生徒指導・いじめ防止委員会	○SELの実施 ○メディアコントロール週間の実施 正しいメディアの使い方を考える ○PBISの実施 ○教育講演会	○いじめの実態把握アンケート (隔週木曜日) ○教育相談(生徒が希望する先生と)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
11月	○生徒指導・いじめ防止委員会 ○学校運営協議会 ・ 中間学校評価	○SELの実施 ○メディアコントロール週間の実施 正しいメディアの使い方を考える ○PBISの実施	○いじめの実態把握アンケート (隔週木曜日)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
12月	○生徒指導・いじめ防止委員会	○生徒集会 ○生徒・人権集会 (人権教育担当) ○学年集会(学年部) ○SELの実施 ○PBISの実施	○いじめの実態把握アンケート (隔週木曜日) ○個人懇談(三者) ○学校評価アンケート	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
1月	○生徒指導・いじめ防止委員会 ○学校運営協議会 ・ 本年度の学校評価と来年度に向けて	○SELの実施 ○PBISの実施	○いじめの実態把握アンケート (隔週木曜日) ○ASSESSの実施	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
2月	○教育講演会(PTA人権研修) ○生徒指導・いじめ防止委員会 ○ASSESSの結果検討会	○SELの実施 ○PBISの実施 ○メディアコントロール週間の実施 正しいメディアの使い方を考える	○いじめの実態把握アンケート (隔週木曜日)	○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処
3月	○生徒指導・いじめ防止委員会 ・ 取組の検証, 基本方針の修正	○生徒集会 ○PBISの実施	○いじめの実態把握アンケート (隔週木曜日)	○小中連絡会 ○アンケート結果の検討 ・必要に応じて対処